

食安輸発第1227007号

平成19年12月27日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

中国産冷凍ほうれんそうの取扱いについて

標記については、平成16年6月17日付け食安発第0617001号及び平成17年8月10日付け食安輸発第0810001号により、45加工企業の製品に限り輸入自粛を求めないこととするとともに、そのうち24加工企業について平成17年8月10日付け食安輸発第0810003号により、輸入検査実績を踏まえたクロルピリホスに係る検査命令の試験検体数の引き下げを通知したところです。

今般、試験検体数の引き下げを通知した24加工企業を除く8加工企業について、輸入自粛解除後に新たなクロルピリホスに係る違反が認められていないことから、平成17年8月10日付け食安輸発第0810003号の別添1に追加することとし、また、試験検体数の引き下げを通知した24加工企業のうち別添1に示す8加工企業については、試験検体数引き下げ後も新たに残留農薬に係る違反が認められていないことから、クロルピリホスに係る検査命令の対象より除外することとしました。

については、平成17年8月10日付け食安輸発第0810003号の別添1を別添2のとおり改めますので、御了知の上、関係者への周知方よろしく申し上げます。

なお、平成19年3月30日付け食安輸発0330001号の別表1を別添3のとおり改めます。